

議案第 4 1 号

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
制定について

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例（平成7年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

付 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(端末機を利用した印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構と契約を締結した民間の事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（本市が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）</p> <p>(2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）</p>	<p>(端末機を利用した印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構と契約を締結した民間の事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（本市が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）</p> <p>(2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）</p>	